

能美市介護人材確保事業補助金(家賃補助)交付要綱

令和3年9月1日

告示第150号

令和6年3月21日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護事業所等への就労の継続及び定住の促進を図るため、市内の介護事業所等に就職した者で、市内の賃貸住宅に入居するものに対し、予算の範囲内で賃貸料の一部を補助するものとし、補助金の交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において賃貸住宅とは、市内の民間賃貸住宅及び市営住宅のうち特定公共賃貸住宅をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 能美市介護人材確保事業補助金(介護のお仕事応援金)交付要綱(令和3年能美市告示第149号)による補助金の交付を受けていること。

(2) 賃貸住宅の賃貸借契約に係る契約者本人であること。

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、就職した月以降に最初に賃貸住宅に係る賃貸料を支払った月から起算して最大2年間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、賃貸借契約に基づく賃貸料とし、管理費及び共益費は含まないものとする。ただし、就職先の介護事業所等か

ら住居手当等の支給を受けている場合は、これを差し引いた額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額とし、限度額は月額5,000円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、4月1日から9月30日までに支払った賃貸料については当該年度の10月31日までに、10月1日から翌年3月31日までに支払った賃貸料については翌年度の4月30日までに能美市介護人材確保事業補助金(家賃補助)交付申請及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し(初回の申請のみ)

(2) 雇用証明書(様式第2号)

(3) 賃貸料の支払いを証する書類の写し

2 対象者が市内に住所を有しなくなったとき又は賃貸住宅に住まなくなったときは、それ以降の申請はできないものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認められる者については、当該申請者に能美市介護人材確保事業補助金(家賃補助)交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、能美市介護人材確保事業補助金(家賃補助)請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者の指定する金融機関口座へ速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合

は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(他の補助制度の併用禁止)

第12条 第3条の規定にかかわらず、石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)の補助事業者に就労した者又は当該補助金に類似した補助金の交付を受けた者は、この告示による補助金を受けることはできない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月21日告示第30号)

この告示は、令和6年3月21日から施行する。